

警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部長
警 視 庁 刑 事 部 長
警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局長広域調整担当部長

原議保存期間	3年（令和11年3月31日まで）
有 効 期 間	二種（令和8年10月31日まで）

警 察 庁 丁 組 一 発 第 6 0 5 号
丁 生 企 発 第 6 8 3 号
令 和 7 年 1 1 月 1 1 日
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長

宅地建物取引業者等の非金融分野の特定事業者に対する疑わしい取引の届出制度等の周知・浸透について（通達）

現在、警察庁及び各都道府県警察においては、「犯罪収益対策推進要綱の改正について（通達）」（令和7年10月1日付け警察庁丙組一発第22号ほか）別添第3の1に基づき、特定事業者のサービス等の悪用防止の観点から、関係機関及び特定事業者と連携しつつ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）の内容等の周知を図るための広報啓発活動を推進しているところ、最近、匿名・流動型犯罪グループが、犯罪による収益（法第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）を原資として不動産を購入したり、被害者に金地金を購入させて詐取する事件が発生するなど、金融分野のみならず、非金融分野の取引が犯罪による収益の移転に悪用されている状況がみられる。また、法律・会計専門家が介入して開設された複数の法人口座を経由して特殊詐欺等の詐取金が移転されるなど、引き続き法人口座が犯罪による収益の移転に悪用されている状況もみられる。

このような情勢にあって、警察を含む法執行機関が実効的な犯罪収益対策を実施するためには、非金融分野の特定事業者による疑わしい取引の届出の情報が極めて有用であるが、令和6年中の届出件数は、例えば宅地建物取引業者によるものは25件であるなど極めて低調であり、法に基づく制度が非金融分野の特定事業者にも周知・浸透していない状況がうかがえる。

そこで、各都道府県警察にあっては、下記のとおり、管下の実情に応じて非金融分野の特定事業者に対する広報啓発活動等を強力に推進されたい。

記

- 1 本通達の対象とする特定事業者
- ・ 宅地建物取引業者（法第2条第2項第42号）
 - ・ 宝石・貴金属等取扱事業者（同項第43号）
 - ・ 郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者（同項第44号）
 - ・ 司法書士又は司法書士法人（同項第46号）
 - ・ 行政書士又は行政書士法人（同項第47号）

- ・ 公認会計士又は監査法人（同項第48号）
- ・ 税理士又は税理士法人（同項第49号）

2 宅地建物取引業関係

先般、不動産関連の6つの業界団体が法に関する措置を徹底するための申合せ（別添参照）を行い、当該申合せにおいて、主に都道府県知事免許を有する各都道府県における宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会各都道府県本部と各都道府県警察との連携強化を図るための措置が盛り込まれたところである。

各都道府県警察にあつては、こうした宅地建物取引業界を挙げた取組みに的確に対応するとともに、所管行政庁である都道府県庁の担当部局と連携し、各都道府県における宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会各都道府県本部との協力関係を構築の上、特定事業者への広報啓発活動を強力に推進すること。また、宅地建物取引業者による法に基づく義務の違反について、「特定事業者の犯罪による収益の移転防止に関する法律違反に関する情報の報告について（通達）」（令和6年4月1日付け警察庁丁組一発第173号ほか。以下「報告通達」という。）による警察庁への報告が遺漏なく行われるよう、関係所属に対する周知を改めて徹底すること。

なお、宅地建物取引業については、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする特定事業者にあつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする特定事業者にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が、それぞれ所管行政庁となる。

3 宝石・貴金属等取扱事業関係

宝石・貴金属等取扱事業者のうち、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項の古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）第18条第2項の流質物である貴金属等の売却を行う質屋を所管する行政庁は各都道府県公安委員会である。

現在、各都道府県警察においては、貴金属等の取引を行う古物商や質屋から届出を受けた疑わしい取引の情報の取扱いについて、「特定古物商から届出を受けた疑わしい取引情報の取扱いについて（通達）」（令和6年4月1日付け警察庁丁生企発第206号）及び「特定質屋から届出を受けた疑わしい取引情報の取扱いについて（通達）」（令和7年3月5日付け警察庁丁生企発第123号）に基づく運用がなされているところであるが、依然として宝石・貴金属等取扱事業者からの疑わしい取引の届出件数は低調であり、法の制度の周知は急務である。

古物商・質屋に関する事務を担当する所属にあつては、必要に応じて立入検査を実施するなどして、特定事業者に当たる古物商・質屋への監督を適切に行うとともに、犯罪収益対策に関する事務を担当する所属と緊密に連携の上、これら特定事業者への法の制度に関する広報啓発活動を強力に推進すること。また、同所属にあつては、宝石・貴金属等取扱事業者による法に基づく義務の違反について、報告通達に基づく警察庁への報告が遺漏なく行われるよう、関係所属に対する周知を改めて徹底すること。

4 郵便物受取サービス業等関係

郵便物受取サービス業者及び電話転送サービス事業者については、引き続き、私書箱が犯罪による収益の送付先となったり、電話転送サービスが特殊詐欺等に悪用されたりしているなど、これら事業者のサービスが犯罪による収益の移転に悪用されている状況がみられるところである。

この点、国家公安委員会が行った過去5年の報告徴収は、全て郵便物転送サービス業者及び電話転送サービス事業者に対するものであり、その違反内容としては、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則で定める本人確認方法で取引時確認を行っていない、顧客の取引を行う目的や職業等の確認を行っていない、確認記録に同規則で定める事項を記録していないなど、法に基づく義務を軽んじ、特殊詐欺等の匿名性を助長する悪質なものがみられるところである。

各都道府県警察にあっては、郵便物受取サービス業者及び電話転送サービス事業者による法に基づく義務の違反に関し、報告通達に基づく警察庁への報告が遺漏なく行われるよう、関係所属に対する周知を改めて徹底すること。

5 法律・会計専門家関係

行政書士、司法書士等の法律・会計専門家については、これらが設立等に関与した法人口座が犯罪による収益の移転に悪用されている状況や、各種取引や財産の管理にこれらを介在させることにより犯罪による収益の隠匿行為が正当な取引として仮装されている状況がみられるところである。このため、法律・会計専門家は、法人を巡る疑わしい取引の情報を把握する可能性が高い主体といえ、これらに対する法制度の周知は急務である。

各都道府県警察にあっては、法律・会計専門家の各都道府県における単位会等との連携を強化の上、これらへの法の制度に関する広報啓発活動を強力に推進すること。また、これらによる法に基づく義務の違反について、報告通達に基づく警察庁への報告が遺漏なく行われるよう、関係所属に対する周知を改めて徹底すること。

なお、司法書士又は司法書士法人は、本人確認義務は有するものの、疑わしい取引の届出の義務は有さないことに十分留意すること。